

国立大学法人千葉大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項

(目的)

第1条 国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入、製造、役務及びその他の契約（以下「契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 契約担当役は、国立大学法人千葉大学契約事務取扱細則第7条第1項及び第5項により競争参加者の資格を得た者又はその他の者（以下「業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める期間の2倍とする。

3 契約担当役は、業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。

4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。

5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

7 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(取引停止の通知)

第5条 契約担当役は、第3条の規定による取引停止、第4条第5項の規定による取引停止期間の変更、又は同条第6項の規定による取引停止の解除を行ったときは、直ちに当該業者に対し、それぞれ別紙様式第1号、第2号又は第3号により通知する。

(指名等の取消し)

第6条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けしている場合は、この限りでないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(その他)

第9条 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項は、契約担当役が別に定める。

附則

この要項は、平成19年10月1日から実施する。

別表（第3条及び第4条関係）

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 贈賄（本学の役員又は職員に対する贈賄）</p> <p>次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 か月以上 12 か月以内</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>2 贈賄（他の公共機関の職員に対する贈賄）</p> <p>次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 か月以上 9 か月以内</p> <p>2 か月以上 6 か月以内</p> <p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>3 独占禁止法違反行為</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、公正取引委員会から排除勧告又は課徴金命令を受けたとき、若しくは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されるなど、契約の相手方として不相当であると認めるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>4 競売入札妨害又は談合</p> <p>業者である個人、業者の役員又はその使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項及び第2項に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1 か月以上 12 か月以内</p>

<p>5 不正行為</p> <p>架空の取引により、虚偽の請求を行うなどの不正行為が認められたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 12 か月以内</p>
<p>6 不誠実行為</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>7 その他</p> <p>前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>

別紙様式第1号

(元号) 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立大学法人千葉大学
契約担当役 事務局長 印

取引停止通知書

この度、貴社を下記のとおり、本学における物品の購入、製造、役務及びその他（建設工事を除く）の契約について取引をしないこととしましたので通知します。

記

1. 取引停止の内容
2. 取引停止の期間
3. 取引停止理由

別紙様式第2号

(元号) 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立大学法人千葉大学
契約担当役 事務局長 印

取引停止期間変更通知書

先に、(元号) 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところではありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間

2. 期間変更の理由

別紙様式第3号

(元号) 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

国立大学法人千葉大学
契約担当役 事務局長 印

取引停止解除通知書

先に、(元号) 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところではありますが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。